

## 福岡市の子ども・子育て支援新制度に関する各種基準について（詳細）

### 目次

I. 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準・・・	P1
II. 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準・・・・・・・・・・	P7
III. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準・・・・・・・・・・	P12
1. 総則（各事業共通）・・・・・・・・・・	P12
2. 家庭的保育事業・・・・・・・・・・	P17
3. 小規模保育事業・・・・・・・・・・	P18
4. 居宅訪問型保育事業・・・・・・・・・・	P20
5. 事業所内保育事業・・・・・・・・・・	P21
IV. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準・・・・・・・・	P23
V. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準・・・・・・・・・・	P40

○条例を定めるに当たっては，政省令で定める基準に従い定めるべきもの【従うべき基準】と，政省令で定める基準を参酌して定めるもの【参酌すべき基準】が規定されています。

※資料中，区分欄で「従」「参」と表記しています。

#### 【従うべき基準・参酌すべき基準の定義】

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの，異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの。

○本資料中の「認定こども園法」とは，子ども・子育て関連3法による改正後の就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律をいい，「児童福祉法」とは，子ども・子育て関連3法による改正後の児童福祉法をいいます。

# I. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」、「参」とは「参酌すべき基準」

学級の編制及び職員に関する基準													
項目	国基準	※区分	本市基準案										
設備運営基準の目的	○認定こども園法第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参	国基準どおりとする										
設備運営基準の向上	○都道府県知事は、その管理に属する認定こども園法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	参	国基準どおりとする										
学級編制	○満3歳以上の園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため学級を編制する。 ○1学級の園児数は35人以下を原則とする。 ○学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	従	国基準どおりとする										
職員	[必置職員] ○各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置く。 ○特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 ○調理員（ただし、調理業務の全部を委託する場合、または、外部搬入する場合は不要。） [置くよう努める職員] ○副園長又は教頭 ○主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ○事務職員	従	国基準どおりとする										
他の施設の職員との兼任	○幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。	参											
	○ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、兼ねることができない。	従											
配置基準	○園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は次の表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。	従	国基準どおりとする										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>			園児の区分	員数	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
	園児の区分			員数									
	満4歳以上の園児			おおむね30人につき1人									
	満3歳以上満4歳未満の園児			おおむね20人につき1人									
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人												
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人												

	<ul style="list-style-type: none"> <li>この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</li> <li>この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合計した数とする。</li> <li>この表の満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</li> <li>園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</li> </ul>		
--	---	--	--

設備に関する基準

一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</li> <li>○幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</li> <li>○園舎と園庭を備えなければならない。</li> <li>○園舎と園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</li> </ul>	従	国基準どおりとする						
	○児童福祉施設には、児童福祉法に定めるそれぞれの目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	参							
園舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園舎の面積は、次の①及び②を合計した面積以上とする。</li> <li>①次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>②満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室の面積としてこの基準の規定により計算した面積</li> <li>○園舎は2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</li> </ul>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	従	国基準どおりとする
学級数	面積 (㎡)								
1学級	180								
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)								
園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園庭の面積は次の①及び②を合計した面積以上とする。</li> <li>①次のイ・ロに掲げる面積のうちいずれか大きい面積</li> <li>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</li> <li>② 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</li> </ul>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	従	国基準どおりとする
学級数	面積 (㎡)								
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)								
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)								

各居室及び設備、面積等	○各居室の設置及び面積			乳児室の面積を1人につき3.3㎡以上とする	
		設備			面積
	必置する設備 (従うべき)	乳児室又はほふく室 (満2歳未満児を受け入れる場合)			乳児室：ほふくしない満2歳未満児1人につき 1.65㎡以上 ほふく室：ほふくする満2歳未満児1人につき 3.3㎡以上
		保育室、遊戯室 ※特別な事情がある場合は兼用可			満2歳以上児1人につき 1.98㎡以上
置くよう努める設備(参酌)	○職員室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 ※特別な事情がある場合は、職員室と保健室の兼用も可 ○放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室				
	○満3歳以上の園児に係る保育室の数は学級数を下ってはならない。 ○飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。		従	国基準どおりとする	
	○満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		従	調理室を設置する	
調理室の特例 (20人未満)	○通常食事の提供をするべき園児数が20人に満たない場合においては、調理室を設置しないことができる。この場合において、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		従	国基準どおりとする	
耐火基準	○乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、保育所基準で求められる要件を満たすときは、2階又は3階以上の階に設けることができる。(準耐火建築物は不可) ○3階以上に設けられる保育室等は原則として、満3歳未満の園児の用に供するものでなければならない。		従	国基準どおりとする	
園具及び教具	○幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全に必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 ○園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。		参	国基準どおりとする	
他の施設及び設備の使用	○幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。		参	国基準どおりとする	
	○ただし、保育室等を共用することはできない。		従		
<b>運営に関する基準</b>					
教育時間・保育時間	○毎学年の教育週数は、特別な事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 ○教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。		従	国基準どおりとする	

	○保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定める。	参	
食事の提供	○保育を必要とする園児に対し、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により、食事の提供を行わなければならない。 ○食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならず、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ○園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従	国基準どおりとする
食事の提供方法の特例	○次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 1 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 2 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。 3 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。 4 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に応じることができること。 5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	従	食事の提供方法は自園調理とする
子育て支援事業の内容	○保護者に対する子育ての支援は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。	参	国基準どおりとする
掲示	○幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	参	国基準どおりとする
一般原則	○園児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ○地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その認定こども園法第14条第6項に規定する園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	参	国基準どおりとする

職員の資質向上・研修機会の確保	○職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ○職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準 どおりとする
差別的取扱いの禁止	○園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国基準 どおりとする
虐待等の禁止	○職員は、園児に対し、当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国基準 どおりとする
懲戒に係る権限の濫用禁止	○園児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国基準 どおりとする
秘密保持等	○職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従	国基準 どおりとする
苦情への対応	○幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援について、都道府県（政令指定都市、中核市）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	国基準 どおりとする
保護者との連絡・連携	○園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	参	国基準 どおりとする
暴力団排除のための措置	○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加	—	本市独自に規定を設ける

#### 附則

みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	○改正前の認定こども園法の規定による幼保連携型認定こども園においては、施行日から起算して5年間、職員配置は従来どおりとすることができる。また、当分の間、設備は従来どおりとすることができる。	従	国基準 どおりとする
職員配置に係る特例	○教育・保育に直接従事する副園長及び教頭の資格要件については、施行日から起算して5年間は幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有するものとすることができる。	従	国基準 どおりとする
幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	【現に幼稚園を設置しているものについての移行特例】 ○当分の間、2階以上に保育室等の設置する場合の設置要件を「耐火建築物で退避上必要な設備を備える」とする。 ○当分の間、保育室及び遊戯室については面積基準を適用しない。 【現に保育所を設置しているものについての移行特例】	従	国基準 通りとする

	<p>○当分の間、準耐火建築物であっても2階以上に保育室等を設置することができる。</p> <p>○当分の間、園舎の面積については、満3歳以上児の保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が保育所基準（1人につき1.98㎡以上）を満たしている場合は、基準を満たすものとする。</p> <p>○当分の間、園庭の面積については、満3歳以上児の子どもに係る園庭の面積が保育所基準（1人につき3.3㎡以上）を満たしている場合は、基準を満たすものとする。</p> <p><b>【幼稚園及び保育所からの移行特例】</b></p> <p>○当分の間、園庭について、満3歳以上児に必要な面積を同一敷地内又は隣接地に設置した場合は、その他の必要な面積は別の場所に設けることができる。</p>	
--	--	--

## Ⅱ. 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準

表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」、「参」とは「参酌すべき基準」  
本市基準案欄中、☆とある項目は、幼保連携型認定こども園の基準を準用する

学級の編制及び職員に関する基準			
項目	国基準	※ 区 分	本市 基準案
設備運営基準 の目的	○なし	—	—
設備運営基準 の向上	○なし	—	—
学級編制	<p>○満3歳以上の子どもについては、短時間利用児（幼稚園と同様に1日4時間程度利用するもの。以下同じ）及び長時間利用児（保育所と同様に1日8時間程度利用するもの。以下同じ）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）を設け、共通利用時間については学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。</p> <p>○1学級の子ども数は35人以下を原則とする。</p>	参	国基準 どおり とする
職員	<p>○保育に従事する職員のうち、満3歳に満たない子どもの保育に従事する職員は、保育士資格を有するものでなければならない。</p> <p>○保育に従事する職員のうち、満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。</p> <p>○学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p> <p>○満3歳以上の子どものうち、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするができる。</p> <p>○認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。</p>	参	国基準 どおり とする
他の施設の職員との兼任	○なし	—	☆P1



配置基準	○保育に従事する者は次の表のとおりとする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。	参	国基準 どおりとする												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳以上の子ども（短時間利用児）</td> <td>おおむね35人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の子ども（長時間利用児）</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども（長時間利用児）</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>			園児の区分	員数	満3歳以上の子ども（短時間利用児）	おおむね35人につき1人	満4歳以上の子ども（長時間利用児）	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども（長時間利用児）	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
	園児の区分			員数											
	満3歳以上の子ども（短時間利用児）			おおむね35人につき1人											
	満4歳以上の子ども（長時間利用児）			おおむね30人につき1人											
	満3歳以上満4歳未満の子ども（長時間利用児）			おおむね20人につき1人											
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人														
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人														

設備に関する基準

一般的要件	<p>○保育室又は遊戯室，屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。</p> <p>○満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には，乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p> <p>○認定こども園法第3条第3項の幼稚園及び保育所等については，それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが，建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては，次の①及び②に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>①子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>②子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>	参	国基準 どおりとする
-------	---	---	---------------

園舎	<p>○園舎の面積は次の表の左欄に掲げる学級数に応じ，それぞれ同表の右欄に定める面積とする。（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては，満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室，ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）ただし，既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって，保育室，遊戯室，乳児室，ほふく室の面積がこの基準を満たす場合は次の表に定める基準を満たすことを要しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（㎡）	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	参	国基準 どおりとする
学級数	面積（㎡）								
1学級	180								
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)								

屋外遊戯場	<p>○屋外遊戯場の面積は，次の①及び②に掲げる基準を満たさなければならない。ただし，既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって，①の基準を満たす場合は②の基準を満たすことを要しない。また，既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって，②の基準を満たす場合は①の基準を満たすことを要しない。</p> <p>①満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>②次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて①により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては，屋外遊戯場を次の①から④までに掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にあ</p>	学級数	面積（㎡）	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	参	国基準 どおりとする
学級数	面積（㎡）								
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)								
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)								

	<p>る適当な場所に代えることができる。</p> <p>①子どもが安全に利用できる場所であること。</p> <p>②利用時間を日常的に確保できる場所であること。</p> <p>③子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>④上記に定める屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</p>								
各居室及び設備、面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室又はほふく室 (満2歳未満児を受け入れる場合)</td> <td>乳児室：満2歳未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室：満2歳未満児1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>満2歳以上児1人につき1.98㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保育室又は遊戯室の面積について、満3歳以上児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が園舎の面積基準を満たす場合は上の表に定める面積基準を満たすことを要しない。</p>	設備	面積	乳児室又はほふく室 (満2歳未満児を受け入れる場合)	乳児室：満2歳未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室：満2歳未満児1人につき3.3㎡以上	保育室又は遊戯室	満2歳以上児1人につき1.98㎡以上	参	乳児室の面積を1人につき3.3㎡以上とする
設備	面積								
乳児室又はほふく室 (満2歳未満児を受け入れる場合)	乳児室：満2歳未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室：満2歳未満児1人につき3.3㎡以上								
保育室又は遊戯室	満2歳以上児1人につき1.98㎡以上								
調理室の特例 (20人未満)	○なし	—	☆P3						
耐火基準	○なし	—	—						
	<p>○幼稚園型認定こども園の場合は、幼稚園基準を準用。</p> <p>○保育所型認定こどもの場合は、保育所基準を準用。</p> <p>○地方裁量型認定こども園の場合は、幼稚園基準又は保育所基準のいずれかを満たすことを求める。</p>								
園具及び教具	○なし	—	☆P3						
他の施設及び設備の使用	○なし	—	☆P3						
<b>運営に関する基準</b>									
保育時間	<p>○保育に欠ける子どもに対する保育時間は1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>○開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。</p>	参	国基準どおりとする						
食事の提供	○なし	—	☆P4						

<p>食事の提供方法の特例</p>	<p>○幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園は、次の①から⑤までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>①子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>参</p>	<p>食事の提供は自園調理とし、調理室を設置する</p>
<p>子育て支援事業の内容</p>	<p>○認定こども園における子育て支援事業については、次の①から③までに掲げる点に留意して実施されなければならない。</p> <p>①単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。</p> <p>②子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。</p> <p>③子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。</p>	<p>参</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>管理運営等</p>	<p>○認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</p> <p>○多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。</p> <p>○保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。</p> <p>○児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障がいのある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わ</p>	<p>参</p>	<p>国基準どおりとする</p>

管理運営等	<p>なければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入に適切に配慮しなければならない。</p> <p>○耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。</p> <p>○自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。</p>	参	国基準 どおり とする
一般原則	○なし	—	☆P 4
職員の資質向上・研修機会の確保	<p>○認定こども園は、次の①から⑤までに掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。</p> <p>①子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。</p> <p>②教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。</p> <p>③幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。</p> <p>④認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。</p> <p>その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。</p> <p>⑤認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。</p>	参	国基準 どおり とする
差別的取扱いの禁止	○なし	—	☆P 5
虐待等の禁止	○なし	—	☆P 5
懲戒に係る権限の濫用禁止	○なし	—	☆P 5
秘密保持等	○なし	—	☆P 5
苦情への対応	○なし	—	☆P 5
保護者との連絡・連携	○なし	—	☆P 5
暴力団排除のための措置	○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加	—	本市独自に規定を設ける

### Ⅲ. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

#### 1. 総則（各事業共通事項）

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」,「参」とは「参酌すべき基準」

総則			
項目	国基準	※区分	本市基準案
最低基準の目的	○児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用する乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参	国基準どおりとする
最低基準の向上	○市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 ○市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参	国基準どおりとする
最低基準と事業者	○家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参	国基準どおりとする
一般原則	○家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ○家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ○家庭的保育事業等を行う場所（以下「家庭的保育事業所等」という。）には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。） ○家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用する乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）	参	国基準どおりとする

<p>保育所等との連携(連携施設)</p>	<p>○家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものについては、この限りではない。</p> <p>①利用する乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>③家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。(事業所内保育事業においては、当該事業主等が雇用する従業員の子ども以外の乳児又は幼児に限る。)</p> <p>○定員20人以上の事業所内保育事業者については、連携施設の確保に当たって、上記①及び②の連携協力を求めることを必要としない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>非常災害</p>	<p>○家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</p> <p>○避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>職員の一般的要件</p>	<p>○職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>職員の知識及び技能の向上等</p>	<p>○職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p>	<p>○家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>○保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用する乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼ねることができない。</p>	<p>参 従</p>	<p>国基準どおりとする</p>
<p>利用乳幼児を平等に取扱う原則</p>	<p>○家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準どおりとする</p>

虐待等の禁止	○家庭的保育事業等の職員は、利用する乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国基準どおりとする
懲戒に係る権限の濫用禁止	○家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定（児童福祉施設の長の親権等）により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国基準どおりとする
衛生管理等	○家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用する乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努め、また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ○居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ○居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参	国基準どおりとする
食事の提供	○家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、食事を提供する場合は、自園調理とする。（他の社会福祉施設を併せて設置するときは、他の社会福祉施設の調理室又は調理設備において調理する方法も自園調理として取扱う。） ○食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ○食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用する乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ○児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従	国基準どおりとする
食事の提供の特例	○食事の提供について、次に掲げる要件を満たす場合は、搬入施設において調理し搬入する方法により行うことができる。この場合においてもなお、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ①食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。 ④利用する乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤利用する乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	従	国基準どおりとする

	<p>○搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②当該家庭的保育事業所等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島その他の地域であって、他の搬入施設の確保が著しく困難である場合に限る。）</p>		
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>○利用する乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用する乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>○健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用する乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続きをとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用する乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
内部の規程	<p>○家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>⑤保護者から受領する費用の種類、理由及びその額</p> <p>⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	参	国基準どおりとする
備える帳簿	<p>○家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用する乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整理しておかななければならない。</p>	参	国基準どおりとする
秘密保持等	<p>○家庭的保育事業等の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	従	国基準どおりとする



苦情への対応	○家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用する乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該家庭的保育事業等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	国基準どおりとする
保育時間	○1日につき8時間を原則として、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定める。	参	国基準どおりとする
保育の内容	○家庭的保育事業者等は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	国基準どおりとする
保護者との連絡	○家庭的保育事業者等は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国基準どおりとする
暴力団排除のための措置	○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加	—	本市独自に規定を設ける
<b>附則</b>			
食事の提供の経過措置	○現に存する、保育の業務を目的とする施設・事業者が認可を得た場合、施行日から起算して5年間、食事の提供、調理設備の設置及び調理員の配置は求めないことができる。	従	経過措置を設けない
連携施設に関する経過措置	○連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体の参入促進事業等により支援を行うことができると市が認める場合、施行日から起算して5年間、連携施設の確保をしないことができる。	従	経過措置を設けない

## 2. 家庭的保育事業

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」, 「参」とは「参酌すべき基準」

設備に関する基準			
項目	国基準	※区分	本市基準案
設備	○家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で実施する。 ○保育を行う専用居室（9.9㎡以上）を設置する。保育する乳幼児が3人を超える場合は、1人につき3.3㎡を加えた面積以上とする。 ○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（満2歳以上児1人につき3.3㎡以上）を確保すること。※付近の代替地可 ○乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備	参	国基準どおりとする
	○衛生的な調理設備	従	
	○衛生的な便所 ○火災報知器及び消火器	参	
職員に関する基準			
職員	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者（3人を超えて保育する場合） ○嘱託医 ○調理員 ※ただし、調理業務の全部を委託する場合、又は、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。	従	国基準どおりとする
資格要件	○家庭的保育者：以下の①～③の要件すべてに該当する者 ①市町村長が行う研修を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ②保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ③児童福祉法第18条の5各号（保育士の欠格事項）及び第34条の20第1項第4号（養育里親の欠格事項）のいずれにも該当しない者 ○家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者	従	家庭的保育者の資格要件として、保育士資格を求める
配置基準	○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は3人以下。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下。	従	国基準どおりとする
運営に関する基準			
消火訓練・避難訓練	○家庭的保育事業者は、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	参	国基準どおりとする

### 3. 小規模保育事業A型・B型・C型

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」, 「参」とは「参酌すべき基準」

設備に関する基準									
項目	国基準	※区分	本市基準案						
設備	<b>【A型～C型】</b> [0歳～満1歳児を保育する場合] ○乳幼児又はほふく室(1人につき3.3㎡以上) ○乳幼児又はほふく室には, 保育に必要な用具を備えること [満2歳以上児を保育する場合] ○保育室又は遊戯室(A型・B型は1人につき1.98㎡以上, C型は1人につき3.3㎡以上) ○屋外遊戯場(満2歳以上児1人につき3.3㎡以上) ※付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む ○保育室又は遊戯室には, 保育に必要な用具を備えること。	参	国基準どおりとする						
	<b>[共通]</b> ○調理設備	従							
	○便所	参							
耐火基準	○乳児室, ほふく室, 保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は, 保育所基準で求められる要件を満たすこと。	従	国基準どおりとする						
職員に関する基準									
職員	<table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>○保育士</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>○保育従事者</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者</td> </tr> </table>	A型	○保育士	B型	○保育従事者	C型	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者	従	国基準どおりとする
	A型	○保育士							
B型	○保育従事者								
C型	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者								
<b>【A型～C型共通】</b> ○嘱託医 ○調理員 ※ただし, 調理業務の全部を委託する場合, 又は, 搬入施設から食事を搬入する場合には, 調理員を置かないことができる。	従	国基準どおりとする							
資格要件	<b>【A型～C型共通】</b> ○保育士: 保育士資格 ○保育従事者: 保育士又は市町村が行う研修を修了した者 <b>【C型のみ】</b> ○家庭的保育者: 家庭的保育事業に同じ ○家庭的保育補助者: 家庭的保育事業に同じ	従	家庭的保育者の資格要件として, 保育士資格を求める						

配置基準	A型	○保育士の数は、次の区分ごとの数の合計数に1人を加えた数以上とする。 ①0歳児：おおむね3人につき1人を配置 ②満1歳・満2歳児：おおむね6人につき1人を配置 ③満3歳児：おおむね20人につき1人を配置 ④満4歳以上児：おおむね30人につき1人を配置 ※満3歳児，満4歳以上児の配置数については，児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。	従	国基準どおりとする
	B型	○保育従事者の数は、次の区分ごとの数の合計数に1人を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ①0歳児：おおむね3人につき1人を配置 ②満1歳・満2歳児：おおむね6人につき1人を配置 ③満3歳児：おおむね20人につき1人を配置 ④満4歳以上児：おおむね30人につき1人を配置 ※満3歳児，満4歳以上児の配置数については，児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。		
	A・B型共通	○保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。		
	C型	○0歳～満2歳児：3人につき家庭的保育者1人を配置 ○家庭的保育補助者を置く場合は、5人につき家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人を配置		
<b>運営に関する基準</b>				
利用定員	【C型のみ】 ○児童福祉法第6条の3第10項の規定にかかわらず、利用定員を6人以上10人以下とする。	従	国基準どおりとする	
<b>附則</b>				
小規模保育事業B型に関する経過措置	○施行日から起算して5年間は、家庭的保育者及び家庭的補助者を小規模保育事業B型及び事業所内保育事業（定員20人未満に限る。）における保育従事者とみなす。	従	国基準どおりとする	
利用定員に関する経過措置	○施行日から起算して5年間は、小規模保育事業C型の利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従	国基準どおりとする	

#### 4. 居宅訪問型保育事業

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」、「参」とは「参酌すべき基準」

提供する保育			
項目	国基準	区分	本市基準案
提供する保育	<p>○居宅訪問型保育事業者は次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定（利用定員の減、確認の辞退）による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	従	国基準どおりとする
設備に関する基準			
設備	<p>○居宅訪問型保育事業者が事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
職員に関する基準			
職員	○家庭的保育者	従	国基準どおりとする
資格要件	○家庭的保育者：家庭的保育事業に同じ	従	国基準どおりとする
配置基準	○0歳～2歳児1人につき家庭的保育者1人を配置	従	国基準どおりとする
運営に関する基準			
居宅訪問型保育連携施設	<p>○居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものについては、この限りではない。</p>	従	国基準どおりとする

5. 事業所内保育事業

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」, 「参」とは「参酌すべき基準」

総則																													
項目	国基準	※区分	本市基準案																										
利用定員	<p>○事業所内保育事業者は、次の表に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表に定めるその他の幼児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table> <p>※その他の乳児又は幼児とは、当該事業主等が雇用する従業員の子ども以外の乳児又は幼児</p>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	参	国基準どおりとする
	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人以上5人以下	1人																												
6人以上7人以下	2人																												
8人以上10人以下	3人																												
11人以上15人以下	4人																												
16人以上20人以下	5人																												
21人以上25人以下	6人																												
26人以上30人以下	7人																												
31人以上40人以下	10人																												
41人以上50人以下	12人																												
51人以上60人以下	15人																												
61人以上70人以下	20人																												
71人以上	20人																												
<p>設備に関する基準</p>																													
設備	<p>【定員20人以上（0歳～1歳児を保育する場合）】</p> <p>○乳児室（1人につき1.65㎡以上）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）</p> <p>○医務室</p> <p>○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること</p>	参	乳児室の面積を1人につき3.3㎡以上とする																										
	<p>【定員20人以上（2歳以上児を保育する場合）】</p> <p>○保育室又は遊戯室（いずれも1人につき1.98㎡以上）</p> <p>○屋外遊戯場（満2歳以上児1人につき3.3㎡以上）※付近の代替地可</p> <p>○保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること</p>	参	国基準どおりとする																										
	<p>【定員20人以上共通】</p> <p>○調理室（事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）</p> <p>○便所</p>	従 参																											
	<p>【定員19人以下】</p> <p>○小規模保育事業A・B型に同じ。</p>	参																											
耐火基準	○乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、保育所基準で求められる要件を満たすこと。	従	国基準どおりとする																										

職員に関する基準

職員	<p>【定員20人以上】</p> <p>○保育士</p>	従	国基準 どおり とする
	<p>【定員19人以下】</p> <p>○保育従事者</p>		
	<p>【定員区分共通】</p> <p>○嘱託医</p> <p>○調理員 ※ただし、調理業務の全部を委託する場合、又は、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。</p>		
資格要件	<p>○保育士：保育士資格</p> <p>○保育従事者：保育士又は市町村が行う研修を修了した者</p>	従	国基準 どおり とする
配置基準	<p>【定員20人以上】</p> <p>○保育所基準と同様（0歳児おおむね3人につき1人，満1歳・満2歳児おおむね6人につき1人以上とし，2人を下回ることはできない。保育士の数の算定に当たっては，当該事業所に勤務する保健師又は看護師を，1人に限り保育士とみなすことができる。）</p> <p>【定員19人以下】</p> <p>○小規模保育事業B型と同様（P19参照）</p> <p>※満3歳児・満4歳以上児の配置数については，児童福祉法第6条第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。</p>	従	国基準 どおり とする

## IV. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

### 1. 総則

※表中区分欄の「従」とは「従うべき基準」、「参」とは「参酌すべき基準」

一般原則			
項目	国基準	※区分	本市基準案
一般原則	<p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	参	国基準どおりとする

### 2. 特定教育・保育施設の運営に関する基準

利用定員に関する基準			
項目	国基準	※区分	本市基準案
利用定員	<p>○特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所については、その利用定員（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この「2. 特定教育・保育施設の運営に関する基準」において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>○特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までの認定の区分ごとに利用定員を定めるものとする。ただし、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の保育を必要とする満3歳未満の子どもの区分は、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>①「認定こども園」 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる子どもの区分</p> <p>②「幼稚園」 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分</p> <p>③「保育所」</p>	従	国基準どおりとする



	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる子どもの区分		
運営に関する基準			
内容及び 手続の説明 及び同意	<p>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（以下「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	従	国基準 どおり とする
	<p>○特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>①電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>○電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>○「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>○特定教育・保育施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①イ、ロ及び②による方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</li> <li>・ファイルへの記録の方式</li> </ul> <p>○電磁的方法による重要事項の提供について承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。</p>	参	国基準 どおり とする

<p>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<p>○特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>○上記による選考にあたっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおりとする</p>
	<p>○特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準 どおりとする</p>
<p>あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>○特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち、認定こども園又は保育所は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおりとする</p>
<p>受給資格等の確認</p>	<p>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>参</p>	<p>国基準 どおりとする</p>
<p>支給認定の申請に係る援助</p>	<p>○特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準 どおりとする</p>

心身の状況等の把握	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国基準 どおりとする
小学校等との連携	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国基準 どおりとする
教育・保育の提供の記録	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国基準 どおりとする
利用者負担額等の受領	<p>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下「特定教育・保育等」という。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>○特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の、特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>○特定教育・保育施設は、上記の支払を受ける額のほか、特定教育・保育等の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育等費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>○特定教育・保育施設は、上記の支払を受ける額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③食事の提供に要する費用（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤上記①から④に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○特定教育・保育施設は、上記の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設は、上記による金銭の支払を受ける場合で、金銭の支</p>	従	国基準 どおりとする

	<p>払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記①から⑤に掲げる金銭の支払については、文書によることを要しない。</p>		
施設型給付等の額に係る通知等	<p>○特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育等に係る施設型給付費（特例施設型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>○法定代理受領を行わない特定教育・保育等に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
特定教育・保育の取扱方針	<p>○特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 保育所保育指針</p> <p>○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針のほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	従	国基準どおりとする
特定教育・保育に関する評価等	<p>○特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
相談及び援助	<p>○特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
緊急時等の対応	<p>○特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
支給認定保護者に関する市町村への通知	<p>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	参	国基準どおりとする

運営規程	<p>○特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種，員数及び職務の内容</p> <p>④特定教育・保育の提供を行う日（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては，学期を含む。）及び時間，提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類，支払を求め理由及びその額</p> <p>⑥子どもの区分ごとの利用定員（保育を必要とする満3歳未満の子どもの区分については，満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定める。）</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始，終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	参	国基準 どおりとする
勤務体制の確保等	<p>○特定教育・保育施設は，支給認定子どもに対し，適切な特定教育・保育を提供することができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設は，当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし，支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。</p> <p>○特定教育・保育施設は，職員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
定員の遵守	<p>○特定教育・保育施設は，利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし，年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応，子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応，児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。</p>	参	国基準 どおりとする
掲示	<p>○特定教育・保育施設は，当該特定教育・保育施設の見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>○特定教育・保育施設においては，支給認定子どもの国籍，信条，社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって，差別的取扱いをしてはならない。</p>	従	国基準 どおりとする
虐待等の禁止	<p>○特定教育・保育施設の職員は，支給認定子どもに対し，児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	従	国基準 どおりとする
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>○特定教育・保育施設のうち，幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は，支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な</p>	従	国基準 どおりとする

	措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。		
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従	国基準 どおり とする
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	参	国基準 どおり とする
利益供与等の 禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</li> </ul>	参	国基準 どおり とする
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>○特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。</li> </ul>	参	国基準 どおり とする

地域との連携等	○特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参	国基準 どおりとする
事故発生の防止及び発生時の対応	○特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、以下②による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ○特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ○特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従	国基準 どおりとする
会計の区分	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国基準 どおりとする
記録の整備	○特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ○特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の提供の記録に係る提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録 ⑤特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参	国基準 どおりとする
暴力団排除のための措置	○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加	—	本市独自に規定を設ける

**特例施設型給付に関する基準**

特別利用保育の基準	○特定教育・保育施設のうち保育所が、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 ○特定教育・保育施設のうち保育所が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び子ども・子育て	従	国基準 どおりとする
-----------	--	---	---------------

	<p>支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる利用中の子どもの総数が、保育を必要とする満 3 歳以上の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち保育所が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準（保育を必要とする子どもに係る市町村が行う調整及び要請に対する協力の規定を除く。）の規定を適用する。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち幼稚園が、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち幼稚園が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもの数及び子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子どもの総数が、保育を必要としない満 3 歳以上の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>○特定教育・保育施設のうち幼稚園が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準（保育を必要とする子どもに係る市町村が行う調整及び要請に対する協力の規定を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該特別利用教育を受ける子どもについて食事の提供に要する費用の支払を受けることができるものとする。</p>		
--	--	--	--

### 3. 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

利用定員に関する基準			
項目	国基準	※区分	本市基準案
利用定員	<p>○特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下「3. 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」において同じ。）の数を 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を 1 人とする。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる子どもに係る利用定員）を、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分して定めるものとする。</p>	従	国基準どおりとする



運営に関する基準

<p>内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>○文書の交付に代えた電磁的方法による重要事項の提供については、特定教育・保育施設と同様とする。</p>	<p>従  参</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<p>○特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもの数及び当該地域型保育事業を現に利用している子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>○上記による選考にあたっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児童に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>従  参</p>	<p>国基準 どおり とする  国基準 どおり とする</p>
<p>あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>○特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>受給資格等の確認</p>	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>参</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>支給認定の申請に係る援助</p>	<p>○特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>	<p>参</p>	<p>国基準 どおり とする</p>

心身の状況等の把握	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定地域型保育事業者等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
特定教育・保育施設等の連携	<p>○特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、当該事業所の従業員の子ども以外の子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>○居宅訪問型保育事業を行う者は、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>○事業所内保育事業を行う者であつて、利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保に当たって、上記①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	従	国基準 どおりとする
小学校等との連携	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定地域型保育事業者等において継続的に提供される地域型保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする

教育・保育の提供の記録	○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国基準どおりとする
利用者負担額等の受領	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下「特定地域型保育等」という。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、上記の支払を受ける額のほか、特定地域型保育等の提供に当たって、当該特定地域型保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育等費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、上記の支払を受ける額のほか、特定地域型保育等において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具その他の特定地域型保育等に必要な物品</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④上記①から③に掲げるもののほか、特定地域型保育等において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○特定地域型保育事業者は、上記の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、上記による金銭の支払を受ける場合で、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記①から④に掲げる金銭の支払については、文書によることを要しない。</p>	従	国基準どおりとする
地域型保育給付等の額に係る通知等	<p>○特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育等に係る地域型給付費（特例地域型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型給付費（特例地域型給付費を含む。）の額を通知しなければならない。</p> <p>○法定代理受領を行わない特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特例利用地域型保育を含む。）に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供</p>	参	国基準どおりとする

	した特定地域型保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。		
特定地域型保育の取扱方針	○特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従	国基準どおりとする
特定地域型保育に関する評価等	○特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参	国基準どおりとする
相談及び援助	○特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	国基準どおりとする
緊急時等の対応	○特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	国基準どおりとする
支給認定保護者に関する市町村への通知	○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	国基準どおりとする
運営規程	○特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	参	国基準どおりとする
勤務体制の確保等	○特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ○特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を	参	国基準どおりとする

	確保しなければならない。		
定員の遵守	○特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国基準 どおりとする
掲示	○特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準 どおりとする
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	○特定地域型保育事業においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国基準 どおりとする
虐待等の禁止	○特定地域型保育事業者の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国基準 どおりとする
懲戒に係る権限の濫用禁止	○特定地域型保育事業者の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国基準 どおりとする
秘密保持等	○特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ○特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	従	国基準 どおりとする
情報の提供等	○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業者を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ○特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参	国基準 どおりとする
利益供与等の禁止	○特定地域型保育事業者は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ○特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	参	国基準 どおりとする

苦情解決	<p>○特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
地域との連携等	<p>○特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参	国基準どおりとする
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>○特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、以下②による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>○特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	国基準どおりとする
会計の区分	<p>○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	参	国基準どおりとする

記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> <li>○特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定地域型保育の提供に当たっての計画</li> <li>②特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項に係る提供の記録</li> <li>③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</li> <li>④苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</li> <li>⑤特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul> </li> </ul>	参	国基準どおりとする
暴力団排除のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加</li> </ul>	—	本市独自に規定を設ける

**特例地域型保育給付費に関する基準**

特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定地域型保育事業者が子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>○特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる子どもに該当する支給認定子どもの数及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども（特定利用地域型保育の対象となる子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>○特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとする。</li> </ul>	従	国基準どおりとする
特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定地域型保育事業者が子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>○特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども（特別利用地域型保育の対象となる子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>○特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとする。</li> </ul>	従	国基準どおりとする

附則

<p>特定保育所に 関する特例</p>	<p>○特定保育所（都道府県及び市町村以外が設置する保育所。以下同じ。）特定教育・保育を提供する場合は、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法による委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の項目の規定は適用しない。</p> <p>○特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>施設型給付費 等に関する経 過措置</p>	<p>○特定教育・保育施設が1号認定こどもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法における経過措置の規定に基づき読み替えを行ったうえで適用する。</p> <p>○特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法における経過措置の規定に基づき読み替えを行ったうえで適用する。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>利用定員に 関する経過 措置</p>	<p>○施行日から起算して5年間は、小規模保育事業C型の利用定員は6人以上15人以下とする。</p>	<p>従</p>	<p>国基準 どおり とする</p>
<p>連携施設に 関する経過 措置</p>	<p>○連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体の参入促進事業等により支援を行うことができると市が認める場合、施行日から起算して5年間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>従</p>	<p>経過 措置を 設け ない こと とする</p>



## V. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

※「従」とは政省令に基づく「従うべき基準」 「参」とは政省令に基づく「参酌すべき基準」

総則			
項目	国 基 準	※ 従 参	本市 基準案
最低基準 の目的	○児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参	国 基 準 ど お り と す る
最低基準 の向上	○市町村長は、その管理に属する児童福祉法第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参	
最低基準と 放課後児童健 全育成事業者	○放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参	
一般原則			
放課後児童健 全育成事業の 一般原則	○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参	国 基 準 ど お り と す る
放課後児童健 全育成事業者 と非常災害対 策	○放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ○上記の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参	国 基 準 ど お り と す る

放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	○放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国基準どおりとする
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	○放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準どおりとする
<b>設備に関する基準</b>			
設備の基準	○放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 ○専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参	国基準どおりとする
<b>職員に関する基準</b>			
職員	○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。 ○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	従	国基準どおりとする

職員	<p>⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>		国基準 どおり とする
	○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参	
	○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	従	
<b>運営に関する基準</b>			
利用者を平等に取り扱う原則	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参	国基準 どおり とする
虐待等の禁止	○放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	国基準 どおり とする
衛生管理等	<p>○放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	参	国基準 どおり とする

運営規程	<p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針  ②職員の職種、員数及び職務の内容  ③開所している日及び時間  ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額  ⑤利用定員  ⑥通常の事業の実施地域  ⑦事業の利用に当たっての留意事項  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	参	国基準 どおりとする
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<p>○放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
秘密保持等	<p>○放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
苦情への対応	<p>○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする
開所時間及び日数	<p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業  1日につき8時間</p> <p>②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業  1日につき3時間</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	参	国基準 どおりとする
保護者との連絡	<p>○放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	参	国基準 どおりとする

関係機関との連携	○放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国基準どおりとする
事故発生時の対応	○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	国基準どおりとする
暴力団排除のための措置	○福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加	—	本市独自に規定を設ける
<b>附則</b>			
職員の経過措置	○放課後児童支援員の資格要件のうち、研修に関する事項については、施行日から起算して5年以内に研修を修了する予定の者を含むものとする。	従	国基準どおりとする